

令和8年度石川県公立大学法人における 障害者就労施設等からの物品等調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、以下のとおり石川県公立大学法人（以下「法人」という。）における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するものとする。

1 対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項に規定する障害者就労施設等であって、石川県内に所在するもの（以下「施設等」という。）とする。（別記1）

2 調達を推進する物品等

施設等が供給するすべての物品等とする。（別記2）

3 調達推進のための基本的な考え方

法人は、物品等の調達先の選定に当たっては、施設等からの調達機会の増大に配慮するものとし、調達に当たっては、施設等や物品等を限定することなく、幅広い分野からの調達に努めることとする。

4 具体的な取組事項

（1）推進体制の整備

本調達方針の推進にあたり、必要に応じて調達担当者の連絡会議等を行い、物品等に関する情報の共有等を図る。

（2）施設等が提供可能な物品等の情報収集

法人本部は、調達の推進を円滑に行うために必要な情報の収集に努め、適宜、調達担当者への情報提供を行う。

（3）随意契約の活用

予定価格が100万円を超え、200万円以下の物品等について施設等からの調達を行おうとする場合にあっては、石川県公立大学法人契

約事務規程（平成 23 年法人規程法第 37 号）第 31 条第 7 号に掲げる「理事長が随意契約とする特別の理由があると認めるとき」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

（4）障害者就労施設等への配慮

法人は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定する等の配慮を行う。

5 調達目標

過去 2 年間の調達実績額の平均額を上回るものとし、本年度の目標額は 628 千円とする。

6 調達実績の公表

法人本部は、毎会計年度終了後に、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、その実績の概要を公表する。

別記1 法第2条第4項に規定する障害者就労施設等一覧

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)」に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援A・B型事業所
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設
(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律における特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ・障害者の雇用者数が5人以上
- ・障害者の割合が従業員の20%以上
- ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
(在宅就業障害者)
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体 (在宅就業支援団体)

別記2 障害者就労施設等が提供可能な物品・役務の例

(1) 物品

- ・キャンペーン・啓発用物品
- ・食品類 (弁当・お茶・土産用菓子など)
- ・小物類 (布巾、たわしなど) など

(2) 役務

- ・印刷物類 (冊子、パンフレット、名刺等)
- ・庁舎・公園等の屋内外清掃や除草
- ・軽作業 (箱詰め、袋詰め、書類仕分け、封入など)
- ・パソコンでのデータ入力作業
- ・クリーニング作業 など